

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊施設運営業務	R2.5.1	株式会社玉造国際ホテル 松江市玉湯町湯町148-2	20,900,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	標記事業に係る提案競争を行い、審査に基づき、当該業者を選定したため	
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養における健康管理業務の委託	R2.5.8	一般社団法人島根県医師会 松江市袖師町1番31号	2,986,051	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は、医師による24時間オンコール対応であるため、長期間に多数の医師を確保する必要がある。会員が医師のみで構成される一般社団法人島根県医師会が委託先として唯一実施可能であるため	
新型コロナウイルス感染症電話相談対応等に係る業務委託	R2.5.12	島根県国民健康保険団体連合会 (島根県松江市学園1丁目7-14)	6,330	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本業務は、医療にかかる知識と相談業務の実務経験を有する者で行う必要がある。委託先は、島根県在宅保健師を持ち、経験と実績を生かした保健活動を行っており、本業務の目的を達成することができる唯一の団体であるため。	【単価契約】執行予定総額:5,924,880円
新型コロナウイルス感染症に係るコールセンター運営業務委託	R2.5.19	日本トータルテレマーケティング株式会社 (東京都渋谷区渋谷3-12-18 渋谷南東急ビル)	51,332,314	第167条の2第1項第5号	健康推進課	本業務は、新型コロナウイルス感染症に対する県民からの電話相談を受け付ける体制を早急に整えるものであり、また、県内での同感染症患者数の増加に伴う各種業務の増加に対応した体制整備の一環として緊急に行う必要があるため。	
令和2年度食肉中の残留動物用医薬品検査業務委託	R2.5.7	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社 出雲市湖陵町板津1番地	1,837,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記会社は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の残留有害物質や同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、幅広い項目の理化学検査に対応できる体制が整っており、同法第26条第3項による国の命令検査等多くの実績がある。左記会社の検査施設は、大田市の食肉衛生検査所から10数kmの範囲にあり、国内の登録検査機関の中で最も同検査所に近い場所にある。このため、検体輸送が比較的容易にできるだけでなく、残留の疑いがある食肉を緊急的に検査したい場合に、他の検査機関に委託するよりも早く検査結果が得られ、迅速な措置が可能になる。また、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業の振興及び育成を図るためにも、県内の登録検査機関に受注機会を確保する必要がある。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	
令和2年度食品事業者育成研修業務委託	R2.5.11	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原一丁目4番6号	3,080,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務では、食品衛生法及び食品表示法に関する専門的な知識が必要となる。 上記公益財団法人は、平成16年10月に食品衛生法第33条により登録された登録検査機関であり、食品の成分規格の検査や栄養成分の分析など、食品に関する検査業務を幅広く行っている。 なお、上記公益法人は、食品衛生及び食品表示に係る十分な知識を有する職員を配置し、衛生管理アドバイザーの派遣や食品表示相談も行っており、食品関連事業者へ衛生管理や食品表示作成に関した助言を行っている。 またこれまでも、食品衛生や食品表示に関する講習会を開催していることから実施実績が豊富であり、併せて研修会後のフォロー体制も整っている。 さらに、本社が松江市にあり、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことができる。 以上のことから、本業務を遂行できる委託先は、上記の者以外にない。	